

## 告 示

### 埼玉県告示第五百七十九号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第二十三条第一項の規定により、大里広域市町村圏組合から（仮称）新熊谷衛生センター整備事業の実施を他の者に引き継いだ旨の届出があったので、次のとおり公告する。

令和七年七月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 対象事業の名称

（仮称）新熊谷衛生センター整備事業

二 引継年月日

令和七年四月一日

三 引継の理由

大里広域市町村圏組合が解散することに伴い、対象事業実施者が変更となったため

四 新たに対象事業の実施を引き継いだ者

イ 名称

熊谷市

ロ 代表者

熊谷市長 小林 哲也

ハ 所在地

埼玉県熊谷市宮町二丁目四十七番地一